

## 納税通知書送達後適用不可一覧

- ① 上場株式に係る特定配当等に係る所得  
第 32 条第 13 項、第 313 条第 13 項
- ② 上場株式等に係る特定株式等譲渡所得金額に係る所得  
第 32 条第 15 項、第 313 条第 15 項
- ③ 青色・白色事業専従者給与の必要経費の算入  
第 32 条第 3 項及び第 6 項、第 313 条第 3 項及び第 6 項
- ④ 特定居住用財産の譲渡損失及び繰越控除  
附則第 4 条の 2 第 3 項及び第 4 項及び第 9 項及び第 10 項
- ⑤ 居住用財産の買替え等の場合の譲渡損失及び繰越控除  
附則第 4 条第 3 項及び第 4 項及び第 9 項及び第 10 項
- ⑥ 阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例  
附則第 4 条の 3 第 2 項及び第 5 項
- ⑦ 住宅借入金等特別控除（平成 30 年度まで）  
附則第 5 条の 4 第 3 項及び第 8 項、附則第 5 条の 4 の 2 第 2 項及び第 7 項
- ⑧ 肉用牛売却所得の課税特例措置  
附則第 6 条第 1 項及び第 4 項
- ⑨ 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の住民税の課税の特例  
附則第 34 条の 3 第 2 項及び第 4 項
- ⑩ 特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得  
附則第 35 条の 2 の 3 第 3 項及び第 7 項
- ⑪ 上場株式等の譲渡損失及び繰越控除  
附則第 35 条の 2 の 6 第 1 項及び第 5 項及び第 11 項
- ⑫ 特定中小会社の株式譲渡所得(損益通算及び繰越控除を含む)  
附則第 35 条の 3 第 2 項及び第 3 項及び第 5 項及び第 12 項及び第 13 項及び第 15 項
- ⑬ 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除  
附則第 35 条の 4 の 2 第 1 項及び第 7 項
- ⑭ 東日本大震災に係る雑損控除額等の特例  
附則第 42 条第 2 項及び第 5 項
- ⑮ 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例  
附則第 44 条の 2 第 3 項及び第 6 項
- ⑯ 特定適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例  
福島市市条例附則第 18 条の 3 の 2 第 4 項